

保険医療機関からの請求に対する 査定状況について【情報提供】

山梨県国民健康保険団体連合会 審査課

～はじめに～

○国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）では、保険医療機関から診療報酬の請求としてレセプトを受付、**請求内容（厚生労働省の告示・通知に係る内容）の確認**を実施しています。

○また、連合会診療報酬審査委員会では、請求された診療内容が医学的に妥当か否か**審査委員による審査**を実施しています。

○確認及び審査により請求されたレセプトは、必要に応じて**“査定” または、“返戻”**といった対応をさせていただいております。

○今般、査定の代表的事例について、**令和5年4月審査から9月審査**までの審査結果について情報提供させていただきますので、**診療報酬の請求時にご活用**ください。

○なお、審査委員の審査に係る事項については、レセプトにより医学的判断が異なることから、情報提供は控えさせていただきますので、予めご了承ください。

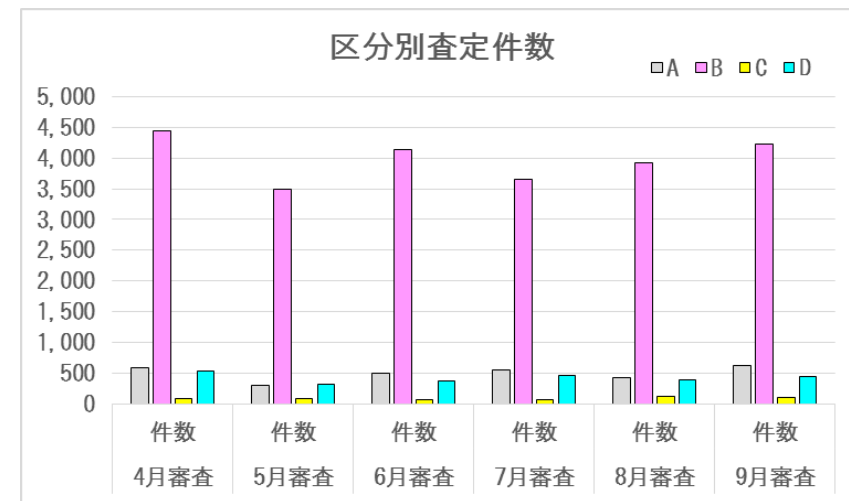
1. 区分別査定件数と割合

≪ A 査定：医学的に適応外 B 査定：医学的に過剰・重複 C 査定：医学的に不適切 D 査定：告示・通知に合致しない ≫

(1) 出来高レセプトの査定状況

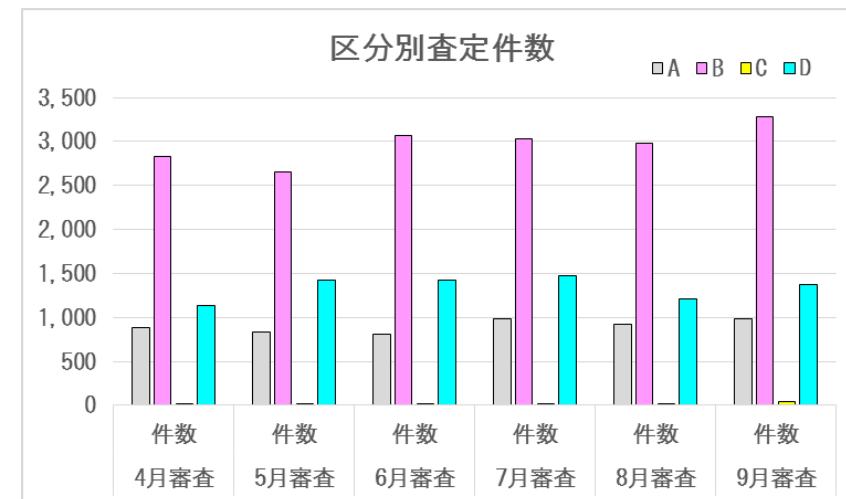
①入院

入院	4月審査		5月審査		6月審査		7月審査		8月審査		9月審査	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	594	11%	305	7%	504	10%	543	12%	434	9%	618	11%
B	4,440	78%	3,490	83%	4,144	82%	3,653	77%	3,927	81%	4,234	78%
C	89	2%	88	2%	61	1%	65	1%	112	2%	108	2%
D	534	9%	323	8%	366	7%	453	10%	398	8%	446	8%
計	5,657	100%	4,206	100%	5,075	100%	4,714	100%	4,871	100%	5,406	100%



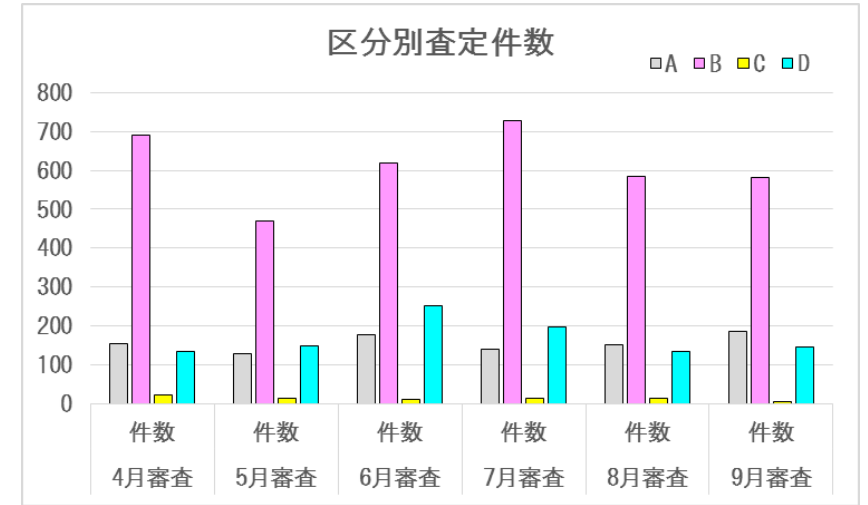
②外来

外来	4月審査		5月審査		6月審査		7月審査		8月審査		9月審査	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	877	18%	832	17%	808	15%	985	18%	925	18%	982	17%
B	2,824	58%	2,650	54%	3,064	58%	3,033	55%	2,985	58%	3,280	58%
C	13	0%	6	0%	6	0%	12	0%	15	0%	43	1%
D	1,140	23%	1,420	29%	1,421	27%	1,473	27%	1,215	24%	1,375	24%
計	4,854	100%	4,908	100%	5,299	100%	5,503	100%	5,140	100%	5,680	100%



(2) D P C レセプトの査定状況

	4月審査		5月審査		6月審査		7月審査		8月審査		9月審査	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
A	155	15%	128	17%	178	17%	140	13%	152	17%	186	20%
B	691	69%	469	62%	618	58%	729	68%	585	66%	581	63%
C	23	2%	13	2%	12	1%	13	1%	13	1%	6	1%
D	135	13%	147	19%	252	24%	197	18%	134	15%	146	16%
計	1,004	100%	757	100%	1,060	100%	1,079	100%	884	100%	919	100%



- ⇒ ○出来高（入院）では、査定件数の内、毎月約10%がD査定となっております。
- 出来高（外来）では、査定件数の内、毎月約26%がD査定となっております。
- D P Cでは、査定件数の内、毎月約18%がD査定となっております。
- D査定（告示・通知）については、算定条件が定められている事項となります。

2. D 査定の件数が多い診療項目 ※各月、査定の多い診療項目上位3を赤字で記載してあります。

(1) 出来高レセプト

①入院

入院	4月審査	5月審査	6月審査	7月審査	8月審査	9月審査	総計
11：初診			1				1
13：医学管理	11	6	3	8	18	15	61
14：在宅		3	1	1	1	3	9
21：内服	90	55	50	107	42	95	439
22：屯服	1						1
23：外用		4		5			9
24：調剤	3		5	3	3	2	16
26：麻毒		1		2	5	1	9
27：調基	12	23	35	12	14	11	107
33：その他注	24	22	15	31	30	17	139
40：処置	102	55	92	68	57	62	436
50：手術	7	3	4	5	5	3	27
54：麻酔				2	2		4
60：検査	223	116	126	152	162	185	964
70：画像	8	7	2	14	25	4	60
80：その他	14	10	8	7	10	13	62
90：入院基本料	37	10	15	31	14	26	133
92：特定入院料	2	5	7	5	6	9	34
97：食事療養		3	2		4		9
総計	534	323	366	453	398	446	2,520

○入院レセプトでは、『内服・処置・検査』において多くのD 査定が見受けられます。

○上位3項目がD 査定の約70%を占めています。

○内服では、入院料の包括に伴う査定が多く見受けられます。

○処置では、回数上限に係る査定及び診療行為に包括される査定が多く見受けられます。

○検査では、回数上限に係る査定及び併算定不可に係る査定が多く見受けられます。

○主な査定と請求時の注意点を別紙1に記載しますので、請求時に内容のご確認をお願いします。

②外来

外来	4月審査	5月審査	6月審査	7月審査	8月審査	9月審査	総計
11：初診	21	67	14	60	15	17	197
12：再診	60	463	203	265	82	254	1,386
13：医学管理	195	159	187	173	170	194	1,277
14：在宅	35	27	27	21	31	25	191
21：内服	32	38	39	40	30	33	249
23：外用	12	11	8	10	11	4	67
25：処方	59	62	64	100	46	71	465
26：麻毒		4		1		2	9
27：調基	17	11	25	9	13	24	113
31：皮下注	2		2	13		3	22
32：静脈注	4	5	3	10	9	6	39
33：その他注	12	11	21	25	31	29	152
40：処置	35	42	59	30	47	36	309
50：手術	4	6	8	10	7	7	54
54：麻酔		1	1	2	5	5	16
60：検査	538	400	618	576	579	565	3,833
70：画像	16	29	34	55	44	26	219
80：その他	98	84	108	73	95	74	653
総計	1,140	1,420	1,421	1,473	1,215	1,375	9,251

○外来レセプトでは、『再診・医学管理・検査』において多くのD査定が見受けられます。

○上位3項目がD査定の約70%を占めています。

○再診では、再診料の加算に係る査定が多く見受けられます。

○医学管理では、算定要件を満たさない査定及び回数に係る査定が多く見受けられます。

○検査では、回数上限に係る査定及び包括に係る査定が多く見受けられます。

○主な査定と請求時の注意点を別紙1に記載しますので、請求時に内容のご確認をお願いします。

(2) DPCレセプト

	4月審査	5月審査	6月審査	7月審査	8月審査	9月審査	総計
11：初診					1	1	2
13：医学管理	20	15	23	21	14	16	109
14：在宅	1	1	2	5			9
21：内服	19	12	29	30	18	28	136
22：屯服							0
23：外用		1					1
24：調剤			1			1	2
32：静脈内注射				2			2
33：その他	6	2		19	1	4	32
40：処置	11	8	12	27	10	4	72
50：手術	12	34	41	25	40	35	187
54：麻酔	3	13	5	10	5	6	42
60：検査	22	29	36	34	21	27	169
70：画像	1	5		2	7	8	23
80：その他	7	1	4	1	3		16
90：入院基本料	27	23	99	21	13	16	199
92：特定入院料	2				1		3
97：食事療養	4	3					7
総計	135	147	252	197	134	146	1011

○DPCレセプトでは、『内服・手術・検査・入院基本料』において多くのD査定が見受けられます。

○上位3項目がD査定が平均約55%を占めています。

○手術では、算定要件を満たさない査定が多く見受けられます。

○医学管理では、包括に係る査定及び回数に係る査定が多く見受けられます。

○入院基本料では、回数上限に係る査定が多く見受けられます。

○主な査定と請求時の注意点を別紙1に記載しますので、請求時に内容のご確認をお願いします。

～終わりに～

- 今回、6ヶ月分の“告示・通知に係る査定（D査定）”の多い項目について情報提供させていただきました。
- 保険医療機関の適正な請求に繋がることを目的に定期的に情報提供させていただきます。
- 毎月該当機関に送付させていただいてる“増減点・返戻通知書”にD査定の理由を記載させていただいている項目もありますが、不明な点等がありましたら本会審査課までお問い合わせください。

～問い合わせ先～

山梨県国民健康保険団体連合会

担当課：審査課

TEL 055-223-2114